

車両に固定した容器以外の移動に係る技術上の基準

1	<p>充填容器等を車両に積載して移動するとき（容器の内容積が25リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合を除く。）は、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。ただし、次に掲げるもののみを積載した車両にあつては、この限りでない。</p>
	<p>イ 消防自動車、救急自動車、レスキュー車、警備車その他の緊急事態が発生した場合に使用する車両において、緊急時に使用するための充填容器等</p>
	<p>ロ 冷凍車、活魚運搬車等において移動中に消費を行うための充填容器等</p>
	<p>ハ タイヤの加圧のために当該車両の装備品として積載する充填容器等（フルオロカーボン、炭酸ガスその他の不活性ガスを充填したものに限る。）</p> <p>ニ 当該車両の装備品として積載する消火器</p>
2	<p>充填容器等は、その温度（ガスの温度を計測できる充填容器等にあつては、ガスの温度）を常に40度以下に保つこと。</p>
3	<p>一般複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第8条第1項第10号の充填可能期限年月日（同令第37条第1項第2号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第48条第5項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合（一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、この限りでない。）。</p>
4	<p>国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないものを除く。）又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月の前月から起算して15年を経過したもの（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5トンを超えるものに用いる国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器製造業者が当該容器の充填可能期限年月を当該容器を製造した月の前月から起算して20年を経過した月と定めた場合には、その期間を経過したもの、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第48条第5項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合は、この限りでない。）。</p>
5	<p>充填容器等（内容積が5リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。</p>
6	<p>次に掲げるものは、同一の車両に積載して移動しないこと。</p>
	<p>イ 充填容器等と消防法第2条第7項に規定する危険物（圧縮天然ガス又は不活性ガスの充填容器等（内容積120リットル未満のものに限る。）と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合及びアセチレン又は酸素の充填容器等（内容積が120リットル未満のものに限る。）と別表に掲げる第四類の第三石油類又は第四石油類の危険物との場合を除く。）</p> <p>ロ 塩素の充填容器等とアセチレン、アンモニア又は水素の充填容器等</p>
7	<p>可燃性ガスの充填容器等と酸素の充填容器等を同一の車両に積載して移動するときは、これらの充填容器等のバルブが相互に向き合わないようすること。</p>
8	<p>毒性ガスの充填容器等には、木枠又はパッキンを施すこと。</p>
9	<p>可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の充填容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、容器の内容積が25リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合にあつては、この限りでない。</p>
10	<p>毒性ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときは、当該毒性ガスの種類に応じた防毒マスク、手袋その他の保護具並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材、薬剤及び工具等を携行すること。</p>
11	<p>アルシン又はセレン化水素を移動する車両には、当該ガスが漏えいしたときの除害の措置を講ずること。</p>
12	<p>充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充填容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器の内容積が25リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が50リットル以下である場合にあつては、この限りでない。</p>

17	次に掲げる高圧ガスを移動するときは、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は協会が行う高圧ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者に当該高圧ガスの移動について監視させること。
	イ 圧縮ガスのうち次に掲げるもの（ハに掲げるものを除く。）
	（イ） 容積300m ³ 以上の可燃性ガス及び酸素
	（ロ） 容積100m ³ 以上の毒性ガス
	ロ 液化ガスのうち次に掲げるもの（ハに掲げるものを除く。）
	（イ） 質量3,000kg以上の可燃性ガス及び酸素
	（ロ） 質量1,000kg以上の毒性ガス
	（ハ） 第7条の3第2項、第7条の4第2項、第11条第1項第5号（第7条の3第2項の基準を準用する場合に限る。）及び第12条の2第2項の圧縮水素スタンド並びにコンビナート等保安規則第7条の3第2項の圧縮水素スタンドの液化水素の貯槽に充填する液化水素
ハ 特殊高圧ガス	
13	18 第17号の移動監視者は、高圧ガスの移動を監視するときは、常に前号の免状又は講習を修了した旨を証する書面を携帯しなければならない。
	19 第17号に掲げる高圧ガスを移動するときは、あらかじめ、当該高圧ガスの移動中充填容器等が危険な状態となつた場合又は当該充填容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じてすること。
	イ 荷送人へ確実に連絡するための措置
	ロ 事故等が発生した際に共同して対応するための組織又は荷送人若しくは移動経路の近辺に所在する第一種製造者、販売業者その他高圧ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置
ハ その他災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置	
20	第17号に掲げる高圧ガスを移動する者は、次に掲げる措置を講じてすること。
	イ 移動するときは、繁華街又は人ごみを避けること。ただし、著しく回り道となる場合その他やむを得ない場合には、この限りでない。
	ロ 運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各号のいずれかに該当して移動する場合は、交替して運転させるため、当該ガスの充填容器等を積載した車両一台について運転者二人を充てること。
	（イ） 一の運転者による連続運転時間（一回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、4時間を超える場合
（ロ） 一の運転者による運転時間が、一日当たり9時間を超える場合	
14	可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の高圧ガスを移動するとき（当該ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときに限る。）は、当該高圧ガスの名称、性状及び移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させること。ただし、容器的内容積が25リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除き、高圧ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器的内容積の合計が50リットル以下である場合にあつては、この限りでない。